

あいち山車まつり日本一協議会

あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託

募集要領

1 業務の名称

あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務の目的

「あいち山車まつり日本一協議会」（以下「協議会」という。）は、県内全ての山車まつりを対象として、その保存団体及び山車まつりの所在する市町村、県の相互交流を通して、山車まつりのさらなる保存・継承を図るとともに、山車文化を県内外へ広く発信することを目的とし、平成27年12月に設立された協議会である。

協議会事業として、愛知県の山車文化への興味・関心を高め、その魅力を広く発信し、普及啓発を目的とした「あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するものである。

4 委託契約限度額

3,060,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 企画提案書の作成内容（提案項目等）

企画提案書には、「あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託仕様書」を踏まえ、次の（1）～（5）の内容について記述すること。

（1）スタンプラリーに関する提案

- ア デジタルコンテンツを活用したスタンプラリーの企画概要、システム設計、運用方法
- イ WEBサイト、二次元バーコード等掲示物、チラシ、ポスターのデザイン
- ウ スタンプラリー参加者の募集方法及び広報・PRの方針
- エ スタンプラリー参加者の周遊度の向上に向けた取組
- ウ スタンプラリー参加者への山車文化の普及啓発に対する工夫

（2）業務全体の進め方・スケジュール

表や図により、わかりやすく記述すること。

（3）会社概要、事業実施体制等

ア 会社概要 取扱業務

イ 事業実施体制及びスタッフの業務経歴

本業務を受託した場合の実施体制（組織やスタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び本業務を総括する責任者の担当した類似事業の業務経歴（事業概要、主催者、業務の具体的な内容等）を3件程度示すこと。

(4) 概算費用

本業務の実施に係る概算費用（見積額）をできる限り「一式」とせず、単価と数量を示し、積算根拠がわかるように項目ごとに記述すること。また、企画提案の内容と概算費用（見積額）が対応していること（用途が不明な費用について、説明を求める場合がある）。

6 応募者の資格

- (1) 過去5年間において、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー事業の実績を有し、本業務の遂行に必要な経験及びノウハウを有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 本業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社、支社又は営業所を有していること。
- (5) 企画提案書提出期限の時点において、「令和4・5年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」（小分類）「03. 催事」に登録されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

7 説明会の開催

応募資格者のうち、参加希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日時
令和6年4月10日（水） 午後2時30分
- (2) 開催場所
愛知県庁三の丸庁舎 会議室801
- (3) 出席申込み
出席を希望する場合は、令和6年4月8日（月）の午後5時までに「あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託説明会出席票（様式1）」に事業者名、出席者（1事業者2名まで）及び連絡先（電話、メールアドレス）等を記載の上、ファックス又は電子メールにより「13 連絡・問合せ先」まで連絡すること。

8 参加表明書の提出

企画提案書の提出を希望する場合は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
「参加表明書（様式2）」及び「契約実績証明書（様式3）」 各1部
- (2) 提出方法
電子メール、郵送、持参のいずれかの方法
※ 郵送の場合、期限前日までに確実に到着するよう留意すること。

- (3) 提出期限
令和6年4月22日(月) 午後5時 必着
- (4) 提出先
「13 連絡・問合せ先」に記載する場所
- (5) 資格要件審査結果の通知
令和6年4月26日(金)

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
委託業務仕様書を踏まえ、「5 企画提案書の作成内容(提案項目等)」を記述した企画提案書を提出すること。なお、参加表明書を提出していない者の提案書は受理しない。
 - ア 企画提案書(A4縦・20ページ以内) 15部
※ ただし、撮影現場レイアウト図やスケジュールなどを記述する場合、A3判をA4判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
 - イ 「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式4)」 1部
- (2) 提出方法
郵送もしくは持参
※ 郵送の場合、期限前日までに確実に到着するよう留意すること。
- (3) 提出期限
令和6年5月9日(木) 午後5時 必着
- (4) 提出先
「13 連絡・問合せ先」に記載する場所

10 審査及び委託先の決定

- (1) 審査方法
提出された企画提案書及び審査会当日のプレゼンテーションを基に、審査会において選定する。なお、応募多数の場合は、協議会事務局による一次審査(書面審査)を行う場合がある。
- (2) 審査基準
評価項目は、概ね以下のとおりとするので、提案書の作成にあたり参考にすること。

番号	評価項目	評価基準	配点
(1)	実施内容	スタンプラリーのシステムや運用は、わかりやすく、参加しやすいものであるか。	10
(2)		WEBサイト、二次元バーコード等掲示物、チラシ等のデザインは、スタンプラリーへの参加を促すものとなっているか。	10
(3)		募集方法及び広報・PRや周遊度の向上に向けた取組は十分であるか。	10
(4)		山車文化の魅力を広く発信し、普及啓発につながる内容になっているか。	10
(5)		独創性・工夫が認められるか。	10
(6)		実現可能な具体性を有しているか。	10
(7)	実施体制	業務が確実に実施されるような組織体制、人員配置がされているか。	15
(8)	受託実績	デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー事業の受託実績は十分であるか。	15
(9)	概算費用 (見積額)	提案内容と見積額のバランスがとれているか。	5
※ (10)	環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証又は自動車エコ事業所の認定を受けているか。	1
	障害者等への就業支援	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者法定雇用率を達成しているか、又は、協力雇用主の登録を受け、保護観察対象者等を雇用しているか。	0.5
		障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	0.5
	男女共同参画社会の形成	①あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。（1点） ②女性の活躍促進宣言を提出しているか。（①の認証がない場合）（0.5点） ③えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。（①の認証がない場合）（0.5点）	1
	仕事と生活の調和	①愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。（0.25点） ②あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。（0.25点） ③くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。（0.25点） ④愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。（0.25点）	1
その他	（エコモビリティライフの推進） あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。（0.25点） （安全なまちづくりと交通安全の推進） 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。（0.25点） （健康づくりの推進） 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。（0.25点） 【取引適正化の推進】 パートナーシップ構築宣言を公表しているか。（0.25点）	1	
合計			100点満点

※(10)は愛知県の基準を参考に加算する。

(3) 審査会

開催日 令和6年5月中下旬頃を予定

※ 実施日・場所等については、企画提案書提出者に後日連絡する。

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、その内容が最も適切であると選定された者と契約交渉を行い、合意に至れば契約を締結する。

なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。また、企画提案書の内容に虚偽があった場合は、契約候補者から外し、次点であった業者を繰り上げて契約候補者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査会においてプレゼンテーションを行った者全員に後日通知する。

(6) その他

審査の経過等、審査に関する問合せには応じない。また、審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

11 委託料の支払い等

(1) 委託料の支払方法は、事業完了後の精算払いとする。

(2) 契約保証金の取扱いについては、愛知県財務規則の規定に準じて決定する。

12 その他

(1) 企画提案書作成・提出、説明会及び審査会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。

(2) 提出期限後における企画提案書の提出、再提出及び差替えは原則認めない。

(3) 決定された者には、提出された企画提案書の内容を踏まえ、改めて委託業務内容について具体的な協議・調整に入る。

(4) 本事業はプロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は発注者の指示がない限り、実行すること。

(5) 企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、契約額が見積額とは限らない。

(6) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募資格のない者が応募・企画提案した場合

イ 提出書類が提出期限を超えて提出された場合

ウ 提出書類に明らかな不備があった場合や、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(7) 実施にあたっては、採用された企画提案の内容を協議の上、変更することがある。

13 連絡・問合せ先

あいち山車まつり日本一協議会事務局

(愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室内)

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎8階

電話 052-954-6783 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-7479

E-mail jimukyoku@dashi-aichi.jp